

平成23年12月
京都市上下水道局用度課

低入札価格調査を経て契約した場合の入札参加制限の
共同企業体工事への適用について

上下水道局では、低入札価格調査を経て契約した場合は、当該工事が完了するまでの間（ただし、最長1年間）、上下水道局長の発注する他の同種目の工事の入札に参加できないこととしています。

この度、**共同企業体が低入札価格調査を経て契約した場合に、当該共同企業体の構成員についても、当該工事が完了するまでの間（ただし、最長1年間）、上下水道局長の発注する他の同種目の工事の入札に参加できないこととするとともに、入札参加制限の対象を単体での工事だけでなく共同企業体の工事にも拡大することとします。**

なお、本取扱いについては、平成24年1月1日以後に公告を行う案件において低入札価格調査を経て契約した事業者について適用するものとし、平成24年1月1日前に公告を行った案件において低入札価格調査を経て契約し現在参加制限期間中の事業者については、従来どおりの取扱いとします。

(実施時期)

平成24年1月1日以後に公告を行う案件から適用します。

※ 早分かり表（平成24年1月1日以後に公告を行う入札への参加について）

単体での工事 で低入札価格 調査を経て契 約	24年1月1日前に公告を行っ た案件について低入で契約（か つ参加制限継続中）		単体工事への入札	×
			共同企業体工事への入 札	○
	24年1月1日以後に公告を行 った案件について低入で契約		単体工事への入札	×
			共同企業体工事への入 札	×
共同企業体の 工事で低入価 格調査を経て 契約	24年1月1日前に公告を行っ た案件分について低入で契約		単体工事への入札	○
			共同企業体工事への入 札	○
	24年1月1日以後に公告を行 った案件について低入で契約		単体工事への入札	×
			共同企業体工事への入 札	×